# 令和6年度 柏原市国民健康保険保健事業実施計画

## 1 目的

柏原市国民健康保険保健事業実施計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 (平成16年厚生労働省告示307号)に基づき、柏原市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を 図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

# 2 基本方針

## (1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

「第三期柏原市保健事業計画 (データヘルス計画) 及び第四期特定健康診査等実施計画」に基づいて特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。

未受診者対策により受診率は向上しているが、 $40\sim64$ 歳の受診率が低いため、受診勧奨の強化を図る。

## (2) 人間ドック(脳検査付きを含む)助成事業の推進

生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与する ことを目的として、人間ドック(脳検査付きを含む。)を実施し、検査に要する費用の一部を助 成する。

#### (3) 疾病重症化予防事業の推進

特定健診の結果やレセプト、KDBデータ等を活用し、保健指導の対象の重点化を図る。また、糖尿病性腎症者等で生活習慣の改善で重症化予防が期待できるものに対し、医療機関と協力・連携し、保健指導を実施し、重症化予防を図る。

# (4) 普及啓発事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に普及 啓発事業を実施する。

## (5) 推進体制の整備

地域活動基盤を踏まえた予防活動を実施するため、関係部署・関係機関・団体等との連携を 強化し、円滑な事業実施を図る。

# 3 事業計画

基本計画に基づき、以下の事業を実施する。

基本計画に基づき、以下	
事業名	内容
特定健康診査事業	「第四期 特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目
	した効果的・効率的な健康診査等の実施により、被保険者の健康管理を図
	る。市独自の取組みとして、柏原市内の医療機関で受診した場合に貧血検
	査と心電図検査を65歳以上の方に追加実施しているが、令和6年度から
	40歳~64歳を加え、全年齢に追加実施する。
	(対象者) 40歳以上75歳未満の被保険者
	(実施時期) 6月から11月末まで
	(実施方法) 個別健診 (委託実施医療機関)
	(自己負担) 無
	   (実施内容)対象者への受診券個別郵送、市広報誌・市ウェブサイトへの
	掲載、医療機関等へのポスターの掲示、未受診者への受診勧
	- 奨通知、電話または訪問等による受診勧奨
	○特定健康診査未受診者対策
	・被保険者の健診結果などの情報からセグメント分析を行い、それぞれの
	特性に応じたメッセージを作成し、通知する。
	さらに、40歳未受診者及び60歳~65歳の前年度国保新規加入の未
	受診者等に対して、電話または訪問による受診勧奨を実施する。
	(対象者)特定健康診査未受診者
	(実施時期) 7月から11月まで
	(実施方法) 勧奨はがきの作成 (業務委託)、電話及び訪問による勧奨
	(人)温力(四) 副人(6) [2] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4
	・受診率の低い若年者層及び新規対象者層の受診率向上を目的に、郵送型
	簡易血液検査を実施する。
	(対象者)・39歳被保険者
	・40歳及び50歳の特定健康診査未受診者
	<ul> <li>・41歳~49歳及び51歳~65歳の特定健康診査未受診者</li> </ul>
	かつ前年度国保加入者
	(実施時期) 12月から3月末まで
	(実施方法)利用案内パンフレットの送付、郵送型簡易血液検査の実施
	(
	(未物女印)
	・過去に郵送型簡易血液検査を実施した者に対して、今年度の特定健診受
	診勧奨を実施する。   (社会者)   会和 5 年度はつの和学刊第 5 年度はつの和学刊第 5 年度はつの和学刊第 5 年度はついます。
	(対象者)令和5年度までの郵送型簡易血液検査の利用者

(実施時期) 6月及び9月

(実施方法) Eメールにて受診勧奨

・高齢受給者証の年度更新時に対象者に受診勧奨リーフレットを同封する。

(対象者) 70歳以上の被保険者

(実施時期) 7月

(実施方法)高齢受給者証発送時に、受診勧奨リーフレットを同封して送 付。

・継続受診のための対策として、過去3年間のうち1又は2年受診者に対し、受診勧奨通知を送付する。

(対象者)過去3年間のうち1又は2年受診履歴のある特定健康診査対象者

(実施時期) 7月

(実施方法) 特定健康診査受診勧奨通知を送付する。

・医療機関の受診歴のある未受診者への対策として、柏原市医師会及び柏原市薬剤師会の協力を得て、市内の健診実施機関や薬局等からの受診勧奨 チラシの配布

(実施時期) 6月~11月

(実施方法)市内健診実施機関及び薬局等の協力機関において、本市国保 特定健康診査対象者に対し、特定健康診査受診勧奨チラシを配布する。

#### 特定保健指導事業

「第四期 特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の結果から 積極的支援および動機付け支援に階層化された者を対象として、生活習慣 の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。

(対象者) 特定健康診査受診者のうち、積極的支援及び動機付け支援の該 当者

(実施時期) 通年

(実施方法) 対象者に指導案内を送付し、保健師・管理栄養士等専門スタッフ(職員及び会計年度任用職員) により実施(面接、電話、家庭訪問等にて実施)、特定保健指導対象者のための栄養教室、運動教室の実施

○特定保健指導未利用者対策

特定保健指導未利用者に対し、電話または訪問にて利用勧奨を実施する。

(対象者) 特定保健指導未利用者

	(実施時期)通年
	(実施方法) 電話または訪問による勧奨
総合健康診断(人間ドック)	被保険者の健康の保持増進、生活習慣病予防、疾病の早期発見のため総
助成事業	合健康診断(人間ドック及び人間ドック脳検査付き)の受診費用の助成を
	実施する。
	(対象者) 3 0 歳以上 7 5 歳未満の被保険者
	(ただし、加入1年以上で保険料を完納している世帯、当該年
	度に特定健康診査を受診していない被保険者)
	(実施時期)通年
	(助成額) 人間ドック25,660円(健診費用36,660円の7割)
	人間ドック(脳検査付き)39,600円(健診費用56,
	570円の7割)
	※特定健康診査同時実施の場合、さらに助成額増
疾病重症化予防事業	○非肥満高血圧・糖尿病・脂質異常重症化予防対策
	特定健康診査の結果、受診勧奨が必要な者に対し、受診勧奨及び保健指導
	を行い、重症化の予防に努める。
	(対象者)(1)血圧が受診勧奨値の者
	(2) 血糖が受診勧奨値にあり、医療機関を受診していない者
	(3) 血中脂質が受診勧奨値の中でも特に高値で、医療機関を
	受診していない者
	(実施時期) 通年
	(実施方法) 電話による指導
	○糖尿病性腎症重症化予防事業
	生活習慣の改善により重症化の予防が期待できる糖尿病性腎症患者に
	対し医療機関と連携し、保健指導を実施する。
	(対象者) 糖尿病性腎症の者等
	(実施時期) 5月から3月
	(実施方法) 医療機関と連携し糖尿病性腎症予防プログラムに基づき保健 指導を実施
	○糖尿病治療中断者への受診勧奨事業
	糖尿病治療中断者に対し、受診勧奨を実施する。
	(対象者)糖尿病治療中断者
	(実施時期) 10月から11月
	(実施方法)電話による指導

○郵送型簡易血液検査の結果、生活習慣の改善が必要な者・受診勧奨が必

	一声人×)ァ基1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	要な者に対し、保健指導及び受診勧奨を行い、重症化の予防に努める。
	(対象者)総合判定において、要経過観察・要医療等の者
	(実施時期) 3月
	(実施方法)電話による指導
がん対策	がん検診の受診を促し、早期発見・早期治療により、患者の QOL の向上 及び医療費適正化を図る。
	   (実施時期)通年
	(実施方法)がん検診の主管課である健康づくり課と連携し、がん検診
	の周知啓発を実施
たばこ対策	喫煙者に対し、たばこの健康リスクに関する情報提供・禁煙指導の実施に
	より、呼吸器疾患・虚血性心疾患等の予防を図る。
	(対象者)特定健康診査受診者
	(実施時期)通年
	(実施方法)・特定健康診査受診者に対し、たばこ・禁煙等に関する情
	報提供
	・特定保健指導対象者に対する禁煙指導
健康づくりへの取組	
	り事業を実施する。
	○「セレクト・ウエルネス柏原」での健康教室の実施
	・生活習慣病予防とこころのリフレッシュ体操 年2回(各 10 回)
	<ul><li>・アンチエイジング エクササイズ♪ 年2回(各10回)</li></ul>
	- ・短期集中!初めてのセルフトレーニング(全6回)
	・楽しく代謝アップ♪ (全7回)
	   ○個人インセンティブを活用した主体的な健康づくりの推進
	大阪府健康づくり支援プラットフォーム事業(アスマイル)に参画
	   ○健康づくり推進会議に参加
	   庁内関係機関による健康づくりに関するプロジェクトを推進
地域包括ケア推進への取組	○国保の視点から地域包括ケアに関する横断的な会議等に参画
	   ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業との連携
適正受診·適正服薬等促進	○重複・頻回受診者及び重複・多剤服薬者対策
事業	   重複受診・頻回受診・重複受診・重複服薬・多剤服薬の被保険者を抽出
	して訪問指導し、受診の適正化を図る。
	(対象者) 頻回受診者、重複受診者、重複服薬者
	(実施時期) 随時
	(スルニ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(ン/回/ 14) 百日 の (このを) 111 (17)

○柔道整復療養費に係る患者調査において、下記の要件に該当し、調査の 結果、その内容に疑義が生じたものに対し、対象者への調査及び保健指 導を実施し、柔道整復療養費の適正化を図る。

(対象者) 下記の要件に該当し、調査の結果、内容に疑義が生じた者

- ① 多部位負傷(3部位以上)施術
- ② 長期継続(3か月を超える期間)施術
- ③ 頻回傾向(1月当たり15回以上が継続する傾向にある場合)施術 (実施時期)8月~12月

(実施方法) 患者調査及びその結果、疑義が生じた者等に対し、電話または訪問による調査及び保健指導

#### 医療費適正化普及啓発事業

医療費適正化に関する普及啓発を図るための事業を実施する。

○医療費通知の送付

診療を受けた被保険者に対して、2か月ごとに医療機関名や費用額等 を記載した通知を送付する。

(実施回数) 年6回(12か月分)

○後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知及び利用促進のための 啓発冊子配付

ジェネリック医薬品の利用を促進するため、慢性疾患により調剤を受けた被保険者に対して、自己負担軽減額を記載した通知を送付。通知には後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載。また被保険者に対して利用促進のための啓発冊子を配付する。

(実施時期) 差額通知 年3回

利用促進啓発冊子 制度啓発冊子に内容を記載し、保険証更 新時に全世帯、その後新規加入者全員に 配付する。

○リフィル処方箋に関する周知啓発

リフィル処方箋について、市ウェブサイト等で周知啓発を実施

